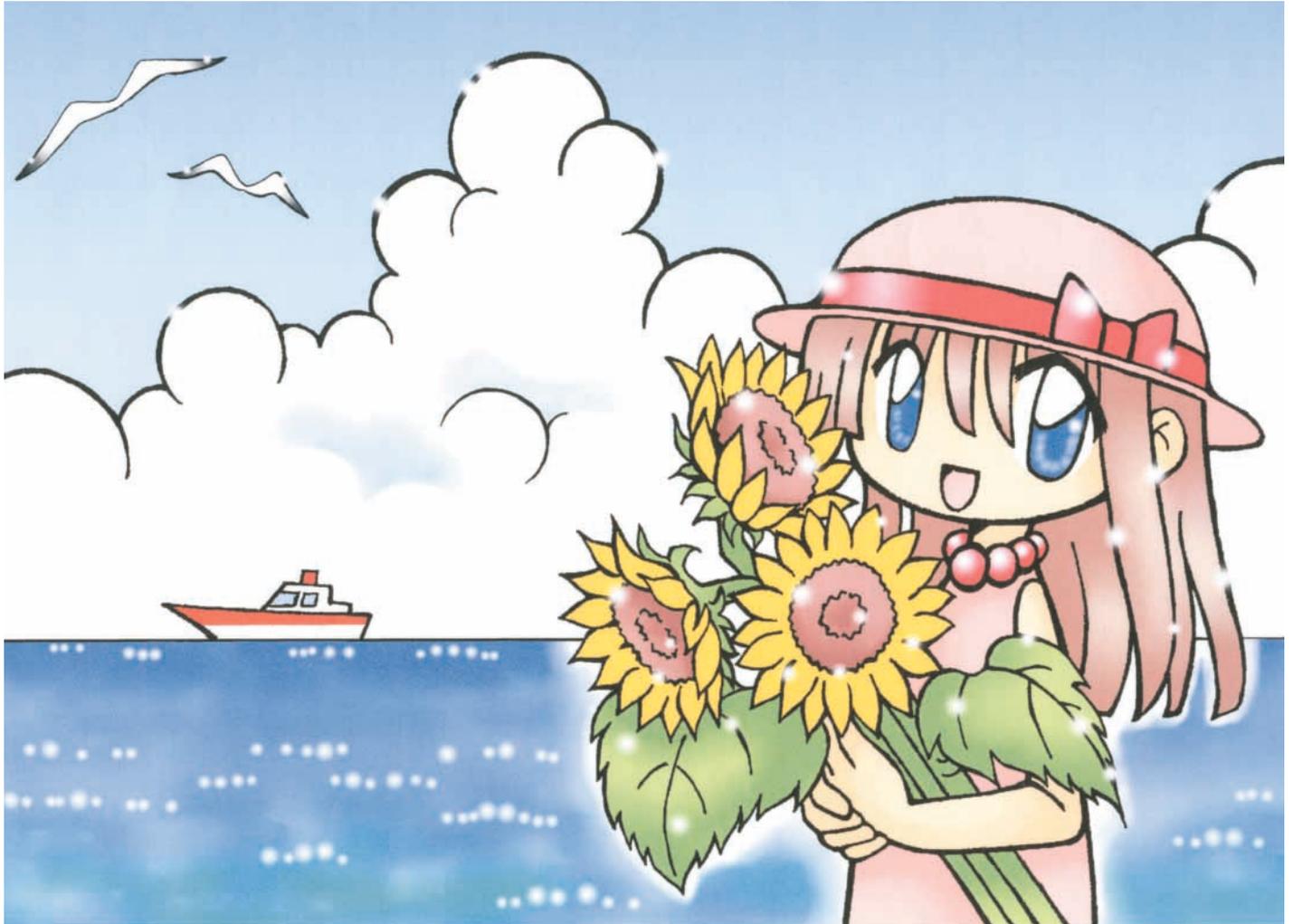


ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総

広報

みなみぼうそう



家庭でできる食中毒予防の
6つのポイント！ ②

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等
助成事業の手続きは8月中に ⑥

空き家バンクに登録を ③

住宅用太陽光発電設備の設置費用の一部補助 ⑩

「夏の散歩」

鈴木理絵子さん
(8ページに紹介記事)

2013
No.89



家庭でできる食中毒予防の6つのポイント！

健康だより

問 健康支援課 ☎ 36-1152

食中毒は、簡単な予防方法をきちんと守れば予防できます。

point 1

食品の購入

寄り道しないでまっすぐ帰ろう

消費期限などの表示をチェック！

肉・魚はそれぞれ分けて包む

できれば保冷剤(氷)などと一緒に

point 2

家庭での保存

帰ったらすぐ冷蔵庫へ！

入れるのは7割程度に

肉・魚は汁がもれないように包んで保存

停電中に庫内温度に影響を与える扉の開閉は控えましょう

冷蔵庫は10℃以下に維持

冷凍庫は-15℃以下に維持

point 3

下準備

冷凍食品の解凍は冷蔵庫で

タオルやふきんは清潔なものに交換

ゴミはこまめに捨てる

こまめに手を洗う

肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく

井戸水を使っていたら水質に注意

肉・魚は生で食べるものから離す

野菜もよく洗う

包丁などの器具、ふきんは洗って消毒

point 4

調理

加熱は十分に(めやすは中心部分の温度が75℃で1分以上)

台所は清潔に

作業前に手を洗う

電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

調理を途中で止めたら食品は冷蔵庫へ

point 5

食事

食事の前に手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器を使う

長時間室温に放置しない

point 6

残った食事

時間が経ち過ぎたりちょっとでも怪しいと思ったら、思い切って捨てる

作業前に手を洗う

手洗い後、清潔な器具、容器で保存

温めなおすときは十分に加熱する(めやすは75℃以上)

早く冷えるように小分けする

食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「付けない・増やさない・やっつける」です。

※もし、お腹が痛くなったり、下痢をしたり、気持ちが悪くなったりしたら、かかりつけの医療機関に相談しましょう。(厚生労働省作成の「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」から抜粋)

問 安房健康福祉センター
☎ 22-4511

問 食品衛生県民ダイヤル
☎ 043-221-6000

■ 最優秀賞に岩本さん親子・福原さん

「よい歯のコンクールを開催」

安房歯科医師会と安房郡市の共催による「平成25年度よい歯のコンクール」が6月13日（木）、鋸南町保健福祉総合センターで開催されました。歯科医師による審査の結果、親子の部では岩本紗知さんと慎ノ介くん、高齢者の部では福原俊夫さんが市の最優秀賞に選ばれました。

【親子の部】

最優秀賞 岩本紗知・慎ノ介

優秀賞 坂本絵美・海翔

【高齢者の部】

最優秀賞 福原俊夫



福原俊夫さん



岩本紗知さん・慎ノ介くん親子

空き家バンクに

登録をお願いします

空き家バンクとは・・・

市内の空き家の有効活用を通して市への移住定住希望者との橋渡しを行い定住促進を図る、空き家バンク事業を実施しています。

空き家バンクに登録しませんか

現在、お住まいでない住宅、また近く住まなくなる予定の住宅を売りたい、貸したいと思っている人は、市の「空き家バンク」に登録の申し込みをお願いします。

申込用紙などは、空き家バンク専用ホームページをご利用いただくか企画政策課に請求してください。ただし、民間事業者による賃貸、分譲などを目的とする物件は除きます。申し込みのあった建物を調査して基準に適合する場合に「空き家バンク」の物件として登録します。

登録後は、市の空き家バンク専用ホームページなどで空き家利用希望

者に情報を提供していきます。

空き家を利用したい人も空き家バンクに登録が必要です。

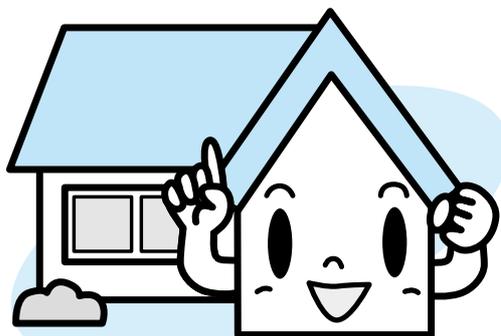
問 企画政策課

☎ 33-11001

空き家バンク専用ホームページ

<http://www.akiya-navi.com/>

minamiboso_akiya_bank/



障害手当のご案内

社会福祉課 ☎ 36-1151

障害児対象 (20歳未満)

障害児福祉手当 精神や身体に重度

の障害があり、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給します。

対象 それぞれの障害で認定基準があります。

① おおむね身体障害者手帳の等級が1級から2級の人、療育手帳の障害程度が①・Aの1・Aの2の人

② 前記に該当しない人で、医師の診断書により同等と認められる人

※施設に入所している人や、障害を支給事由とする公的給付を受けている人は該当しません。

支給額(月額) 1万4280円

特別児童扶養手当 精神や身体に重

度または中度の障害があり、日常生活で介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父母または父母に代わってその児童を養育している人に支給します。

対象

① 身体障害者手帳の等級が1級から

3級または下肢障害4級の一部の人(内部障害を除く)

② 療育手帳の障害程度が①・Aの1・Aの2の人

③ 前記に該当しない人(内部障害、精神障害、手帳未所持など)で、医師の診断書により同等と認められる人

※施設に入所している人は該当しません。

支給額(月額)

1級(重度障害者) 5万400円
2級(中度障害者) 3万3570円

障害者対象 (20歳以上)

特別障害者手当 精神や身体に著し

い重度の障害があり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障害者に支給します。

対象 それぞれの障害で認定基準があります。

① 視覚・聴覚・肢体(上肢・下肢・体幹)・内部(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液)・免疫・精神の

障害が2種類以上ある人で、おお

むね身体障害者手帳の等級が1級から2級の人、療育手帳の障害程度が①・Aの1・Aの2の人

② 前記に該当しない人で、医師の診断書により同等と認められる人

※主に障害が2つ以上ある人が対象ですが、1つの障害だけでも、一定の基準を満たす場合は、支給される場合があります。

※施設に入所している人や、病院および診療所などに3か月を超えて入院している人は該当しません。

支給額(月額) 2万6260円

重度障害者等福祉手当 在宅重度知

的障害者、ねたきり身体障害者またはそれらの人を介護する人に支給します。

対象 ① 在宅重度知的障害者

療育手帳の障害程度が①、①の1、①の2、Aの1、Aの2と判定された20歳以上の在宅者またはその人を介護する家族

※障害者相談センターで重度と判定された人にも支給されます。

②ねたきり身体障害者

自宅でおおむね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便などの日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の人またはその人を介護する家族

支給額(月額) 8650円

所得制限があります

本人または扶養義務者などの所得が一定額を超える場合は、手当が支給されません。詳しくは、お問い合わせください。

障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当を受給している人は8月に、重度障害者等福祉手当を受給している人は4月に所得状況届の提出が必要です。



重度心身障害者(児)に医療費を助成します

重度心身障害者(児)が医療機関で診療を受けた場合、支払った医療費の一部を助成します。

対象

①身体障害者手帳の等級が1級または2級の人

②療育手帳の障害程度が①、①の1、

①の2、Aの1、Aの2の人

支給内容

●保険診療分医療費が支給対象です。

●入院した時の食事代は除きます。

●「高額療養費」や「付加給付金」など、医療費が公費負担される場合

や各種保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた金額が対象です。

●手帳が交付された月の初日の医療費から支給対象です。

申請方法

社会福祉課、市民課、朝夷行政センター、各地域センターで申請してください。

申請時に必要なもの

●身体障害者手帳または療育手帳

●健康保険証

●預金通帳(本人名義)

●印鑑

●保険診療分の明細がわかる領収書

※「高額療養費」「付加給付金」が医療保険から給付された場合、給付された金額がわかる書類を持参してください。

※領収書がない場合は、医療機関の証明が必要です。

※医療費などを支払った月の翌月の初日から2年を経過すると、申請できなくなります。

所得制限がありません

市町村民税が一定額以上の人は助成を受けることができません。課税状況を確認するため、新たに申請する時と毎年8月に、現況届の提出が必要です。現在受給している人には現況届を郵送しましたので、提出してください。現況届の提出がないと、平成25年8月診療分以降の給付が受けられません。

問 社会福祉課 ☎ 36-11151

8月1日からの子ども医療費助成受給券を交付しました。

子ども医療費助成受給券の有効期限は7月末日です。新しい受給券を郵送しましたので、古い受給券は処分してください。

自己負担額は、平成25年度市町村民税額の確定により、変更されている場合があります。

自己負担額は、住宅ローン控除・外国税額控除・配当控除・寄付金控除の税額控除前の市町村民税所得割の有無で決定します。

受給券が届かない場合は、社会福祉課へ連絡してください。

問 社会福祉課 ☎ 36-11151

人権擁護委員を委嘱

市には、法務大臣に委嘱された17人の人権擁護委員がいます。7月1日付けで5人の委員が委嘱されました。

人権擁護委員は、各地区で人権相談を開催しています。相談は無料で秘密は守られますので、家庭内での問題やいじめ、差別などで悩んでいる人は、気軽に相談してください。

7月1日付けで委嘱された委員

(順不同・敬称略)

渋谷 幸一 (富山地区)



鈴木 建夫 (丸山地区)



吉田 孝道 (千倉地区)



寺澤 精一 (千倉地区)



浅野 良一 (千倉地区)



問 市民課 ☎ 33-1051

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成事業の 手続きは8月中旬に 期限を過ぎると手当や助成が受けられなくなります

児童扶養手当を受給している人は
現況届、ひとり親家庭などで医療費
などの助成を受けている人は資格申
請書の提出が毎年必要です。7月末
現在の該当者に通知しましたので、
8月中旬に社会福祉課（三芳分庁舎）、
市民課、朝夷行政センターへ提出し
てください。

※今年度は右記の3か所のみで受付を
行います。

※期限内に提出しない場合、8月分以
降の手当や医療費の助成が受けられ
なくなります。

児童扶養手当

対象者

父か母がいない家庭、父か母が一
定の障害の状態にある家庭などで児
童を監護または養育している人に支
給されます。所得制限があります。

支給期間

児童が18歳になる年の年度末（3月
31日）まで ※児童の心身に基準以上
の障害がある場合は、児童が20歳に
なるまで支給されます。

支給開始時期

必要書類を提出し、認定を受ける
と、申請した翌月から支給されます。

支給額

受給者、配偶者、扶養義務者の前
年（1月から6月までに認定請求する
場合は前々年）の所得額により全部支
給、一部支給、支給停止を決定しま
す。

全部支給

4万1430円

一部支給

9780円から
4万1420円

子の加算額

第2子 5000円
第3子以降 3000円

支払時期

毎年4月、8月、12月に前月分ま
で支給されます。支払日は各支払
月の11日です。

※土・日・祝日の場合は、繰り上げ
て支給されます。

一部支給停止

8月で次のどちらかに該当する人
は、手当の2分の1が支給停止にな
ります。

① 手当を受給してから5年経過して

いる人

② 手当の支給要件に該当してから7
年経過している人

※就業している人や障害の状態にあ
る人などは、必要書類を提出すれ
ば減額されずに手当が受給できま
す。

ひとり親家庭等 医療費等助成事業

対象者

ひとり親家庭などの児童、その児
童を監護している父か母、父母に代
わってその児童を養育している人が
対象です。所得制限があります。

助成期間

児童が18歳になる年の年度末（3月
31日）まで

※児童の心身に基準以上の障害があ
る場合は、児童が20歳になるまで
助成されます。

助成開始時期

必要書類を提出し、認定を受けるこ
と、申請した日から助成を受けるこ

とができます。

助成額

保険診療分医療費などの自己負担
分で、次の額が助成されます。

通院・調剤の場合

1か月、1医療機関で自己負担額
1000円を超えた額

入院の場合

保険診療分医療費全額

（食事代などは助成対象外）

※高額療養費、付加給付金、その他
の制度から給付がある場合は、そ
の額を除いた額が助成されます。

支払時期

申請月の翌々月の25日

※土・日・祝日の場合は、繰り上げ
て支給されます。高額療養費など
に該当する場合は、その支給決定
を待ってから助成金を支給します。

ひとり親家庭の 自立支援

社会福祉課に母子自立支援員を配
置し、「子育てや生活の支援」「就業支
援」「生活資金などの貸付相談」など
を行っています。気軽に相談してく
ださい。

☎ 社会福祉課 ☎ 36-1153

身体障害者等

訪問入浴サービス事業

訪問により居宅で入浴サービスを行います。

対象者 身体障害者手帳を交付された市内に住所のある人で、居宅で寝たきりの状態であり、介護保険やほかの障害福祉サービスにより入浴サービスが受けられない人

利用回数 月5回まで

利用費用 市町村民税課税世帯の人は1割負担です。生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の人は無料です。

申請 社会福祉課

☎ 36—1151

災害時の安否確認方法を確認しよう

平成23年3月に発生した東日本大震災では、家族などとの安否確認の電話が大量に殺到し、県内でも電話がつながりにくくなりました。

こうした災害の発生時でも、家族や知人との安否確認や避難先の連絡などを行うことができるのが災害用伝言サービスです。

災害用伝言サービスは、8月30日(金)から9月5日(木)まで、また、毎月1日と15日などに体験利用ができますので、この機会に家族や知人との安否確認方法を確認しておきましょう。

災害用伝言ダイヤル(171)

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、被災地の人が「171」の番号をダイヤルすると、自宅の電話番号あてに音声による安否情報を録音することができます。電話番号を知っている人であれば、全国から再生ができます。

一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、スマートフォンから利用できます。

災害用伝言板

震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、携帯電話・PHSのインターネット接続機能を使い、自身の安否情報を文字で登録することができ、電話番号をもとに全国の携帯電話・PHSから登録された安否情報を確認することができます。携帯電話・PHS・スマートフォンから利用できます。

問い合わせ 消防防災課 ☎ 33—1052

米の生産者の皆さんへ「米のトレーサビリティ法」について

今年もお米の出荷時期が近づいていますが、お米の取引を行う際に関係する法律についてご存じでしょうか。

米トレーサビリティ法は、米・米加工品の取引などをした際に、「記録の作成・保存」および「産地情報の伝達」を義務付けるものです。



生産者をはじめ、米・米加工品を扱うすべての事業者が対象となります。

対象品目(米・米加工品)

- 玄米、精米、種もみ
- 米粉や米こうじなどの中間原材料
- ご飯、炊き込みご飯、おにぎり
- もち、だんご、米菓など

取引などの記録の作成・保存

米・米加工品を取引、事業者間の移動、廃棄を行う場合に、「品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、用途が限定されている米穀(加工

用米など)はその用途」を記録し、原則3年間保存する必要があります。

実際の取引では、必要事項が記載されている伝票類(帳簿も可)を保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

産地情報の伝達

国産米は「国産」、「千葉県産」など、事実に基づき産地を伝達することが必要です。

①事業者間の産地伝達

米・米加工品を取引、事業者間の移動を行う場合、商品の容器・包装または伝票などへ記載。

②一般消費者への産地伝達

米・米加工品を販売する場合、容器・包装へ直接記載。

問い合わせ先

農林水産省関東農政局千葉地域センター流通監視チーム

☎ 043—224—5615

県安全農業推進課食の安心推進室

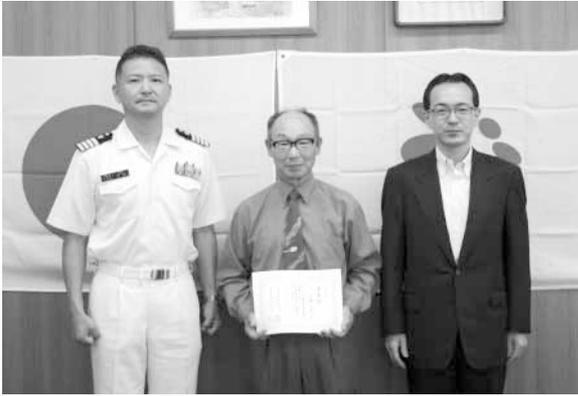
☎ 043—223—3082

まちの話題 **こんなことがありました**

■ **自衛官募集相談員を委嘱**

自衛官募集相談員は、自衛官を志願する人への情報提供や、自衛隊地方協力本部の行う募集のための広報活動に対し援助を行います。

加瀬元吉さん（丸山地区）が自衛官募集相談員に委嘱されました。任期は、6月1日から2年です。



左から阿部本部長、加瀬元吉さん、石井市長

■ **願いが叶うかな!!**
七夕集会

7月5日、子育て支援センターほのぼので七夕集会が行われ、51組118人の親子が参加しました。

親子で短冊に願いごとを書き、願いが叶うようにと、笹の葉に飾りました。

短冊には「大きくなりますように」や「戦隊ヒーローになりたい」などといった願いごとがつづらられています。



親子で楽しめる七夕集会

その後、職員による「織姫と彦星」の話の聞いたり、みんなで踊ったりして、楽しい七夕のひとつきを過ごしました。

■ **市防災協力会による**
草刈りボランティア実施

市防災協力会は、7月2日（火）から7月6日（土）にかけて市内の市道脇などで草刈り奉仕作業を実施しました。

作業には、加盟37社から延べ164人が参加しました。

市防災協力会は、市内の建設業者を中心とし、公共の防災や地域社会に貢献することを目的に結成され、現在では37社が会員になっています。



草刈作業の様子

今月の表紙 「夏の散歩」 鈴木理絵子さん（千倉地区）

千倉の瀬戸浜海岸を散歩する女の子をイメージしました。女の子は散歩の途中で、近所の人からいただいたヒマワリを持っています。夏休みの、とある一日です。イラストを見た人が、楽しい気持ちになってもらえたらうれしいです。

イラストはパソコンで作ります。色塗りの変更が簡単にできるので助かります。



* 作者の意向により写真の代わりに作品を掲載しています。表紙作品と併せると1枚の絵になります。

「他人がやる」そう思わずに 自分から

富浦中学校 加藤 海さん

環境標語を募集します

環境保全に対する理解と関心を深め、積極的に環境保全活動や省エネ活動を行う意欲を高めるため、環境標語を募集します。

対象 中学生以上の市民、市内に在勤・在学している人

内容 自然環境、地球温暖化、ごみ問題、大気・水環境など、環境問題や環境保全に関するもの。

期限 9月2日(月)まで(必着)

応募方法 下の応募用紙または任意の様式に必要事項を記入し、環境保全課、朝夷行政センター、各地域センターにお持ちいただくか、ファクス、電子メール、郵送(官製はがき可)で送ってください。応募は1人1点で、未発表作品に限りません。

※必要事項の記入がない場合は、審査の対象となりません。
 ※応募者の個人情報、作品の審査と結果発表などを行うために使用し、



目的以外には使用しません。

表彰・作品発表

最優秀賞 1点

優秀賞 3点

優良賞 5点

入賞者には、表彰状と副賞(図書カード)を差し上げます。

入賞者の発表は、個人に通知し、広報紙などで公表します。

入賞作品は、「エコ★ニュース」や「エコライフカレンダー2014年版」に掲載するほか、公共施設に展示するなど、環境保全活動に広く活用します。

応募・問い合わせ

〒299-2492

南房総市富浦町青木28番地

南房総市 環境保全課

TEL 33-1053

FAX 20-4597

電子メール

kankyo@city.minamiboso.chiba.jp

切り取り線

平成25年度 環境標語コンテスト 応募用紙

ふりがな			
氏名			
住所	(〒)		
電話番号	—	年齢	歳
標語			
標語の内容説明(理由)			

住宅用太陽光発電設備の設置費用の一部を補助します

地球温暖化の防止と再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用の太陽光発電設備を設置する人に補助金を交付します。

●対象となる設備

- 住宅の屋根などへの設置に適しているもの。
- (財)電気安全環境研究所(JET)の認証を受け、(財)太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)に登録しており、一定の品質および性能が確保されているもの。
- 対象設備による発電量のうち、余剰電力を電力会社へ送電できるように連系させているもの。
- 太陽電池の最大出力(太陽電池モジュールの公称最大出力)の合計値が10キロワット未満のもの。
- 未使用品のもの。

●補助金額

太陽電池最大出力1キロワット当たり20,000円

※上限は70,000円です。1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【計算例】1枚あたり183ワット(0.183キロワット)の太陽電池モジュール(パネル)を22枚設置する場合

最大出力の計算 0.183キロワット×22枚=4.026≒4.03キロワット(小数点以下第3位を四捨五入)

最大出力4.03キロワットとなります。

補助金の計算 20,000円×4.03キロワット=80,600円

補助金額は、上限の70,000円となります。

●補助金対象者

- 市内に住所がある人、または実績報告書の提出までに市内に住所がある人。
- 自分が居住または居住を予定している一戸建て住宅(店舗などとの併用住宅を含む)に使用するために設置する人。
- 実績報告書の提出までに電力会社と電力受給契約をする人。
- 市税などに滞納がない人。

●補助金交付手続きの流れ

- 1 交付申請書に必要書類を添えて環境保全課に提出してください。
- 2 書類審査後、交付決定通知書を郵送します。
- 3 工事完了後、30日以内、または平成26年2月28日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書と必要書類を環境保全課へ提出してください。
- 4 書類審査後、確定通知書を郵送します。
- 5 確定通知書を受領後、交付請求書を環境保全課に提出してください。

工事着工前に交付申請を行い、交付決定通知を受けてから設置工事を実施してください。

申請書は、環境保全課にあります。市のホームページからも入手できます。

- 申請期限 平成26年1月15日(水) ※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。環境保全課へお問い合わせください。



事業者の皆さんへ 有料広告募集 エコライフ★カレンダー

「エコライフ★カレンダー2014年版」に掲載する有料広告を募集します。

カレンダーには、環境ポスターおよび環境標語コンテストの入賞作品や環境に関する情報を掲載し、環境保全の普及啓発を図ります。

広告掲載規格など

掲載位置	カレンダーの日付ページの下部	
枠の大きさ	1号広告 縦30ミリメートル×横270ミリメートル	12枠以内
掲載枠数	2号広告 縦30ミリメートル×横130ミリメートル	24枠以内
掲載料金	1号広告 1枠 5,000円、2号広告 1枠 2,500円	
作成部数	5,000部	
カレンダーの配布対象者	市内小・中学生および希望する市民へ配布します。	

申込期限 9月17日(火)まで

申込方法 市のホームページから『環境啓発冊子広告掲載申込書』を入手して必要事項を記入し、添付書類を添えて環境保全課に提出してください。





乗馬(障害飛越競技)

今月は、私の好きなスポーツ、乗馬の一つの種類である「障害飛越」について話します。障害飛越というのは馬に乗り、10ぐらいの障害があるコースを飛び、タイムと減点によって審判されるスポーツです。馬が障害の前で止まるか、バーが落下したら、減点されます。同じ減点数の騎手がいる場合は、タイムで順位が決まります。馬が2回止まるか騎手が落馬したら、失権(失格)となります。

5月に3日間、千葉市の試合に行ってきました。初日、二日目は減点があったので、最終日の朝は少し緊張しました。でも、コースをなんとかクリアでき、5位になりました。次は絶対うまくやりたいと思います。将来はオリンピック選手になりたいので、その夢を実現できるように頑張ります!



Show Jumping

This month, I'm going to talk about my favorite sport, a discipline of horseback riding called show jumping. Show jumping is a sport where you ride a horse around a course of about ten obstacles, and you are judged based on time and faults. Faults are incurred when your horse refuses a jump or knocks a rail. Riders with the same number of faults are then placed by who had the fastest time. If your horse refuses twice or if you fall off, you are disqualified.

In May, I went to a horse show in Chiba City for three days. I had some faults over the first two days, so I was a bit nervous coming in to the last day. However, I managed to have a clear round, and I ended up placing 5th. I really want to do better next time. I want to be an Olympic competitor in the future, so I have to work hard to realize that goal!

これまでのお礼

話は変わりますが、残念ながら今月をもちまして、私のコラムは最後になります。8月からは、カリフォルニア州サンフランシスコ市出身のヒロイ・アリサさんが受け継ぎます。よろしくお祈りします!

読んでくださっている市民の皆さんのおかげで、このコラムは価値のあるものになったと思います。今までありがとうございました!

Thank you for everything!

On another topic, unfortunately this month will be my last article. In August, Arisa Hiroi, from San Francisco, California will be taking my place. Please give her a warm welcome!

I believe that this column became something of value thanks to the citizens who are reading it! Thank you so much!

消費相談窓口から⑫

しつこい電話勧誘

「自宅に勧誘電話が頻繁にかかってきます。何度も断っているのですが、いまだに止みません」

このような苦情相談が定期的に寄せられています。電話による販売形態は特定商取引法で「電話勧誘販売」とされ、規制の対象になっています。規制内容の中には、

- ・勧誘電話の際は、会社名、担当者名、勧誘目的を明示すること。
- ・消費者が断った場合の再勧誘を禁止する。

という項目があり、事業者はこれに沿って営業活動をしなければなりません。

しかし、実際には法を無視した電話勧誘行為は多くあり、国において行政指導・行政処分対象とされ、消費者から国への申出制度(※)が設けられています。

早く電話を切りたいからと、あいまいな返事をするとう勧誘電話を招いたり、契約意志があると誤解させることにつながります。勧誘を断るのに理由はいりません。一言「やりません」「必要ありません」と契約意志のないことをはっきりと伝え、

お電話
ください



電話を切るのが一番です。

身に危険を感じる行為(脅迫などをされたときは、警察へ情報提供し)ておくと安心です。

(※)申出制度は消費者個人が抱えているトラブルを解決するものではありませんが、行政措置の発動につながる情報提供制度です。

申出制度について知りたい人は、消費生活相談窓口へ問い合わせてください。

消費生活相談窓口

市消費生活相談

☎ 33-4300

午前10時から午後3時まで

*来所による相談を週2回、受け付けています。詳しくは、広報お知らせ版をご覧ください。

【甲府】 商工観光課

☎ 33-1092

県消費者センター

☎ 047-434-0999

午前9時から午後4時30分まで

*日曜・祝祭日を除く

掲示板



お知らせ

■平成25年住宅・土地統計調査を実施します
 ～私たちの住生活の実態を明らかに～

住宅・土地統計調査は、「統計法」に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回で14回目の調査になります。

10月1日を調査期日に、統計のルールに従って抽出された調査区域内の住宅や、そこに住む世帯を対象として、居住の実態、住宅・土地の所有・利用状況を調査します。
調査のねらいは？

少子・高齢化社会を支える居住環境、耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅、土地の有効利用状況を明らかにすることです。

※東日本大震災後、最初の調査となることから、震災による転居や改修工事に関する実態も把握します。

調査項目

現在居住している住居に関する事項

- ・居住室の数・広さ、所有関係、建築時期、床面積、家賃、高齢者などのため設備、増改築および改修工事（東日本大震災によるものを含む）に関する事項

世帯に関する事項

- ・世帯構成、通勤時間、現住居の入居時期、前住所の所在地など

現住居以外の住宅および土地に関する事項

- ・所有関係、所在地、面積、土地の利用状況など

そのほかに、調査員が建物の建て方や構造などを調査する項目があります。

9月下旬から、抽出された世帯に調査員が調査票の記入のお願いに伺います。

ご協力をお願いします。
 調査員は、千葉県知事発行の調査員証を携帯しています。

問 情報推進課

☎ 33-1003

■労働力調査にご協力を
 お願いします

労働力調査は、総務省が毎月公表している「完全失業率」のもとになる調査で、国の経済政策や雇用対策などの基礎資料になります。

対象となった世帯には、県から任命された調査員が伺います。個人情報を守られますので、協力をお願いします。

調査員は、千葉県知事発行の調査員証を携帯しています。
調査対象 千倉地区（平館）の一部の世帯

調査期間 平成25年9月から平成26年1月まで

☎ 043-223-2220

問 県総合企画部統計課

■2014年版県民手帳

予約受付を始めます

毎年好評をいただいている県民手帳が今年も発売されます。手帳には、県の統計資料や、公共機関などの情報も収録されています。

価格 1冊500円

大きさ 縦145mm×横85mm

色 紺または黄色の2色

申込方法 電話またはファクスで申し込んでください。

ファクスでの申し込みは、住所・氏名・連絡先電話番号・希望の色と数を記入してください。

申込期限 8月28日（水）

引渡予定 10月上旬以降、代

金引き換えで、情報推進課、朝夷行政センター、各地域センターでお渡しします。

問 情報推進課

☎ 33-1003

FAX 20-4596



7月定例記者会見

7月25日(木)に実施されました

● 南房総市議会第2回臨時会を招集

資料は、市のホームページで
ご覧いただけます。

南房総市 / 定例記者会見 

■ 入札参加資格審査申請説明会

平成26・27年度入札参加資格審査申請について、次のとおり説明会を開催します。

とき	ところ
8月20日(火)	香取市佐原文化会館
8月22日(木)	茂原市民会館
8月28日(水)	君津市民文化ホール
9月 2日(月)	市川市文化会館
9月 4日(水)	柏市民文化会館
9月 6日(金)	千葉市民会館
9月12日(木)	千葉市民会館

午前の部 午前10時から
午後の部 午後2時から
※30分前に開場します。午前と午後の説明は、同じ内容です。

説明内容

- 入札参加資格申請の概要・変更点について
 - 申請方法などについて
- ※資料は、千葉県電子自治体共同運営協議会のホームページ

ページからダウンロードのうえ、印刷してご持参ください。

申込方法 千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページから、ちば電子申請サービスを使って事前に申し込んでください。

問 財政課

☎ 33-1022

■ 南房総ミュージックフェスタ2013開催

南房総地域を中心に音楽活動をしている音楽団体、小学校などの音楽グループが、日ごろの活動の成果を披露します。

とき 8月24日(土)

午前10時から午後8時30分

ところ 朝夷小学校 体育館

(無料駐車場あり)

参加費 無料

問 朝夷商工会青年部

(担当) 岡崎

☎ 44-1331



■ 「ふるさと産品」の募集について

千倉地域づくり協議会『きずな』は、日本で唯一、料理の神様を祀る高家神社を活用して、地場産品の育成や販路開拓を目的とした推奨制度を始めます。

南房総市産の原材料を用いたものや、市内で製造加工されたものの中で、高家学ぼう会がふさわしいと認めたものを「ふるさと産品」として推奨し、庖丁式の様子をイメージしたシールを貼り付ける制度です。

市の観光資源でもある高家神社と、市内の優れた産品を合わせて市内外へ広くアピールします。

募集期限 9月25日(水)

応募方法 千倉地域づくり協議会『きずな』事務局に電話で連絡してください(後日、申請書をお届けします)。

市産品を推奨し、庖丁式の様子をイメージしたシールを貼り付ける制度です。

審査発表 随時発表します(通知および「南房総いいとこどり」のホームページなどでお知らせします)。

費用 「ふるさと産品」に推奨された場合は、「ふるさと産品推奨品シール」を1枚10円で購入していただきます。

「ふるさと産品」に推奨された場合は、「ふるさと産品」と「ふるさと産品推奨品シール」の2枚を1枚10円で購入していただきます。



ふるさと産品推奨品シール

その他 「ふるさと産品」に推奨された場合は、「ふるさと産品推奨品販売店」のぼり旗1組を無償貸与します。

10月17日(木)に開催する「高家神社 秋の例大祭」で、「ふるさと産品推奨品コーナー」を設置し、販売や試食会などを行う予定です。

問 千倉地域づくり協議会『きずな』事務局

☎ 44-1113

2013年8月号

人口の動き（平成25年8月1日現在）は、
広報みなみぼうそうお知らせ版9月号
（8月22日発行）に掲載します。

■ 「一店いってん」運動
推進事業参加店募集

「一店いってん」運動推進事業は、市内の商工業者が、お店独自のこだわり商品、ここでしか買えない商品、心温まるサービスなど、「このお店の特徴であるいってん（一点）」を消費者にピーアール・提供することにより、お店のファン、リピーターを増やし、市内経済の活性化を図る事業で、朝夷商工会、内房商工会が事業主体となります。

具体的な事業内容は、①こだわり商品の発掘または目玉となるお店の「いってん」の掘り起こし、②お店のいってんピーアールおよびお披露目会などのイベント開催または参加、③新たな商品開発のための研修、勉強会の開催などを予定しています。

実施にあたり、参加店を募集します。

条件 事業の趣旨に賛同する

市内商工業者の皆さん

募集期間 9月30日（月）まで

※詳しくは、お問い合わせください。

問 朝夷商工会

☎ 44-13331

内房商工会

☎ 33-2257

■ 国際交流フェスタ in AWA
外国人による日本語
スピーチコンテスト
出場者

とき 12月7日（土）

午後1時から

ところ 南総文化ホール・小

ホール（館山市北条740-1）

応募資格

- ・県内に在住する外国人
- ・日本在住通算年数が初級は5年以内、上級は制限なし
- ・過去の本大会で最優秀賞を受賞していないこと（初級で受賞している人が、上級へ応募することは可能）

募集人数 初級8人、上級5

テーマ 自由

発表時間 5分以内（原稿使用可）

応募方法 発表内容を日本語で400字程度に要約し、申込書に必要事項を記入して、応募してください。

申込書は市民課、南総文化ホール受付にあります。南総文化ホールのホームページからも入手できます。

申込期限 10月10日（木）

問 国際交流フェスタ事務局

（県南総文化ホール内）

☎ 22-1811



有料広告

～移転のお知らせ～

機シオン（旧機アサコ容器）は、9月より下記の住所にて営業致します。

住 所 南房総市白浜町根本1839-1
電話番号 直通 080-5089-8786
店舗 0470-38-5637

当店は農業・食品向けの包装資材などを取り扱っております。
商品一点より喜んで配達させていただきます。
お電話・ご来店を心よりお待ちしております。

8月は経済産業省主催の
電気使用安全月間です

安全3つのポイント！

- コードが下敷きになってるよ！
- タコ足配線はキケンだよ！
- プラグはコマメに抜いてね！

OFF!

ぼくは安全エレキちゃん

関東電気保安協会 <http://www.kdh.or.jp/>

- ・ホームページアドレス
http://www.city.minamiboso.chiba.jp
- ・Twitter(ツイッター)アドレス
http://twitter.com/minamiboso_koho
- ・Facebook(フェイスブック)アドレス
http://www.facebook.com/minamibosocity
- ・千葉テレビ県内市町村情報
http://www.chiba-tv.com/shicho/
(千葉テレビデータ放送でも情報が見られます)



携帯
サイト

南房総市
安全安心メール
配信登録
QRコード※



※登録は初めに空メールを送信してください



そうだん

■事件・事故にあわれた方へ

事件・事故が起きてから、最初のうちは一種のショック状態が続くことが多く、体や心に変調をきたします。事件そのものがどうしても信じられず、呆然(ぼうぜん)として悲しむことさえできずに過ごす人もいます。

でも、これは決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、正常なことなのです。

被害を受けた人や、そのご家族は、さまざまな問題や苦悩を抱えています。

「誰かに相談したい」と思う時は、千葉犯罪被害者支援センターまで電話をしてください。

■千葉犯罪被害者支援センター

☎043-225-5450

■労災職業病なんでも相談会

私たちの周囲には、依然として労働災害・職業病・交通事故などが多発し、多くの労働者が苦しんでいます。また、長時間過密労働により慢性的な疲労やメンタル疾患に悩んでいる労働者も増えています。

相談会では、労災事故後の補償相談をはじめ、労災に関するさまざまな相談に乗り、相談者の問題解決にあたります。

■とき 8月31日(土)

午後1時から
午後4時まで

■場所 船橋市勤労市民センター

■対応者 弁護士・労働安全衛生管理者・ソーシャルワーカーほか

■費用 無料

■予約 不要・当日受付

■千葉中央法律事務所

☎043-225-4567



「府中祇園社の祭り」

第88話
生稲謹爾

昔むかし、疫病の流行(はやり)したある年でした。

安房国府中の祇園社(今の八坂神社)の別当徳蔵院の夢枕に白髪の老人が立ち、「神輿(みこし)を造ってお浜に祀(まつ)ってみよ、さすればこの疫病は治まる」と言ったそうです。

別当の話聞いた里人たちがさっそく神輿を造り、祇園社の祭神・牛頭天王(ごすてんのう)の御霊(みたま)をお遷(うつ)して、6月14日、平久里川の流(なが)れの中を通し、鏡ヶ浦の浜辺に渡御(かぐら)、神楽(かぐら)を奏(なら)しますと、白髪の老人のお告げどおり、府中の里の疫病が治まったのです。

里人たちは大喜びで、その時の6月14日を例祭と決めました。府中の祇園社には不思議な話も伝わっています。

いつの頃からか、浜辺から社へ神輿が還御(かえりご)しますと、以後、3か月間は氏子といえども、社の玉垣の内へ近寄ることが禁じられているのですが、それを犯せば、たちどころに祟(たた)りを蒙(こう)るといいます。

ある年、別当が神輿の鍵を忘れ社殿に上がろうと、鳥居の辺りに行きますと、山中一面に赤い蛇が現れて、一足も進むことができず、寺へ帰ると7日間も治らぬ病に罹(か)つたそうです。



八坂神社

市民活動団体の紹介 66

～NPO法人

えふぶんのいち計画

理事長 堀内千鶴子 会員18人



遊々里山での移住者交流会

このコーナーは、地域の市民活動団体を応援するコーナーです。地域でがんばっている団体をご存じでしたら、情報をお寄せください。

問 市民協働課 ☎ 33-1005

南房総みんなネットワーク

<http://civilmbo-so-toko.jp/>

1/f (えふぶんのいち) は、「揺らぎ」「癒し」のリズムとも呼ばれ、風のそよぎ、水の流れなどの函数のこを意味します。私たちは、このリズムがあふれる丸山地区の大井に事務所を置いて、人が集う「場」をつくり、新しい暮らしへの道を提案することを目標に平成23年から活動を始め、平成25年にNPO法人化しました。

主な活動内容は、古民家と菜園を利用した南房総市への移住促進窓口の運営と定着支援です。えふぶんのいち計画として活動する前にも「海辺の八兵衛」の名称で窓口を運営していて、その頃から数えると、5年間で南房総市への移住者がちょうど30組になりました。また、年間60組ほどの人が相談に訪れてくださいます。

移住後のケアも大切な活動であり、販路開拓などの就農支援や、ホームページ、チラシ作成を通して、起業やイベント活動のお手伝いもしています。また、移住してこられた方同士や地域の方とのつながりを生むための交流会を開催し、新たなコミュニティの醸成を図っています。

人と人との新しいつながりが生まれ広がっていくことが、この活動をしている何よりの喜びであり、移住してこられた方は、まるで自分の子どものように感じます。これからも南房総の「おとん」「おかん」として、できる限りの活動を続けていきたいと思っています。

問 NPO法人えふぶんのいち計画

理事長 堀内千鶴子

☎ 46-8110

<http://1overf.wiki.fc2.com/>

広告募集中

1号 10,000円/月

料金割引 5%～最大20%OFF

- ※ 3か月連続で5%割引
 - ※ 10か月～12か月連続で20%割引
- お申し込みは情報推進課をお願いします。
☎ 33-1003



新築&リフォーム

CASA141のショールームで暮らしを楽しむワークショップや住まいづくりのイベントを開催中!

詳しくは新しくなったHPで

株式会社 石井工務店 ☎ 0120-22-3247

職員募集
○職種 看護師及び看護奨学生…若干名
○給与 当財団規定による
○勤務地 鋸南病院(指定管理)



高嶋ちさ子

12人のヴァイオリニスト
ロマンティック・メロディーズ
～マイ・ベスト・クラシックス～

2013年
9/29(日)
開場 14:30
開演 15:00
大ホール

<全席指定> 好評発売中!!
S席 ¥3,500 A席 ¥2,500
※未就学児のご入場はご遠慮ください。



千葉県南総文化ホール 0470-22-1811

有料広告

※広告内容についての問い合わせは広告主へお願いします。



広報みなみぼうそう8月号
平成25年8月8日発行

発行 南房総市 〒299-1249
千葉県南房総市富浦町青木28番地

編集 情報推進課

FAX ☎
0470-231003
0470-231003